前橋市道路占用料徴収条例の改正について

令和3年3月3日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

前橋市道路占用料徴収条例(昭和59年前橋市条例第11号)の一部を次のように 改正する。

別表中

令第7条第9 号に掲げる 施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016 を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに0.012 を乗じて 得た額

を 「

-			
令第7条第8 号に掲げる 施設	トンネルの上又は高架の道路 の路面下(当該路面下の地下 を除く。)に設けるもの		Aに0.016 を乗じて 得た額
	上空に設ける	もの	Aに0.023 を乗じて 得た額
	ネルの上の 地 下 を 除	階数が1のもの	Aに0.005 を乗じて 得た額
	く。)に設けるもの	階数が2のもの	Aに0.008 を乗じて 得た額
		階数が3以上のもの	A C 0.01 を乗じて 得た額
	その他のもの		Aに0.033 を乗じて

		得た額
令第7条第9 号に掲げる 施設	建築物	Aに0.016 を乗じて 得た額
	その他のもの	Aに0.012 を乗じて 得た額

に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。